

借入貸付時期と賃料の支払いについて

Q1：7月1日に機構に農地を貸した（受け手には8月1日貸付）が、12月に賃料を支払ってもらえるのか？（出し手農家からの問い合わせ）

賃料の徴収については、農家が収穫した農産物（水稻を想定）の販売代金で賃料に充当することを前提としています。このため、機構は、6月末までに農地の所有者から借り受けた場合は、当該年の12月に支払うこととしておりますが、7月以降に借り受けた場合は、翌年の12月に賃料を支払うこととしています。

ご質問の場合は、7月1日に機構が農地を借り受けていることから、来年の12月に賃料を支払うこととなります。

なお、相対で利用権を設定している農地を機構経由に切り替えた場合や特定農作業受委託契約で7月以前から受け手が耕作している場合などは、賃料の支払時期を調整することがありますので、最寄りの機構支部にお問い合わせください。

Q2：7月1日に機構から農地を借りたが、稲の作付けができていない。賃料の支払いは、翌年の12月でいいのか？

また、10年間借りているが、1年目に作付けできなかったことから、賃料は9年分がいいのか？（受け手農家からの問い合わせ）

賃料の支払いについては、7月以降に機構が農地をお貸しした場合でも、機構が6月末までに農地の所有者から借ている場合は、今年の12月に賃料を徴収することとしておりますので、ご理解賜りたい。

また、賃料は契約期間中、1年を単位として利用料が発生しますので、10年間借りられた場合は、作付けの有無にかかわらず、10回賃料を支払っていただくこととなります。